

水道事業に係る現金等集配金業務仕様書

守口市水道局（以下「甲」という。）と受託業者（以下「乙」という。）との間における売上金（外国通貨を除く現金）及び手続書類（以下これらを「現金等」という。）に係る集金業務及び配金業務（以下これらを「集配金業務」という。）に関し、次のとおり仕様について定めるものとする。

（業務範囲）

1 乙の行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 守口市水道局（守口市八雲北町3丁目37番31号）からの現金等の集金業務
- （2） 守口市水道事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）であるりそな銀行守口支店（守口市京阪本通1丁目3番2号）への現金等の配金業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、これらに付随する業務

（集配金業務の方法）

2 集配金業務の方法は、次のとおりとする。

- （1） 甲は、現金等を専用の容器に封入する。
- （2） 乙は、甲の所在地周辺の安全確認後、車両より降車する。
- （3） 乙は、専用の容器について、封印及び外装の状態並びに個数を確認し、異常のない場合に限り当該容器と現金等が入っていない専用の容器とを交換し、あらかじめ作成された確認書類への甲乙双方の捺印により受理する。
- （4） 乙は、（3）により集金した現金等を集金当日に出納取扱金融機関へ配金する。
- （5） （3）による集金時間は午後12時45分から午後2時までとし、（4）による配金時間は午後3時までとする。
- （6） （5）で指定した集金時間の範囲外に乙が到着した場合においては、甲の当該担当者が在席しているときに限り、（3）の作業を実施するものとする。

（輸送方法）

3 現金等の輸送に使用する車両（以下「輸送車両」という。）は、乙所有の車両とし、原則として、無線装置その他警備上必要な設備を備えているものとする。また、輸送車両には、乙の警備輸送担当者2名を警乗させるものとする。

（警備輸送担当者）

4 乙は、集配金業務を遂行するため、警備輸送担当者の任命に当たっては、その全員につき、責任感が厚く、誠実かつ健康であり、集配金業務についての教育を充分

に受けた者としなければならない。また、警備輸送担当者は、制服及び制帽を着用し、常に写真付き社員証を携帯し、甲または出納取扱金融機関の請求がある場合にはこれを提示しなければならない。

(緊急事態発生に対する態勢整備)

5 乙は、次に例示する緊急事態発生の場合又は乙が緊急事態発生と認める場合において、直ちに甲の緊急連絡先へ報告するとともに、適切な処置をとり、事態を解決することができる態勢を整えなければならない。

- (1) 走行中に乙が被害を受けるおそれがある不審車両を確認した場合
- (2) 車両の事故発生またはそのおそれがある場合
- (3) 災害等による輸送車両の孤立、輸送車両の火災その他輸送車両が移動困難となった場合
- (4) 警察から降車指示を受けた場合
- (5) 襲撃を受けた場合
- (6) 天変地異の発生または兆候を確認した場合

(緊急事態発生後の報告)

6 乙は、緊急事態発生後、速やかに、発生の原因、責任の所在、損害額等を調査し、関係資料を添えて甲に報告しなければならない。

(保険の加入)

7 乙は、集配金業務において取り扱う現金等を補償する損害保険に加入し、業務遂行中に乙の責に帰すべき事由により生じた損害について賠償できるように備えなければならない。その際、損害賠償の上限額は、少なくとも1事故につき5億円とする。なお、賠償の対象となる損害は、現金等の他に、事故発生により甲が損害の回復や拡大防止のために支出を要した関係先に対する経費を含む。